

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	(仮称) 小田原駅東口図書館の整備について	図書館
2	おだぴよ子育て支援センターの整備について	子育て政策課
3	上府中保育園の公私連携型保育所への移行について	保育課
4	小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について	
5	学期制検討の経過について	
6	小田原市小学校体育大会の廃止について	教育指導課

平成31年2月22日

(仮称)小田原駅東口図書館の整備について

「お城通り地区再開発事業広域交流施設」内に整備を進めている「(仮称) 小田原駅東口図書館」に係る管理運営及び施設概要は次のとおりです。

1 所在地及び名称

(1) 所在地

小田原市栄町一丁目 1 番 15 号 お城通り地区再開発事業広域交流施設 6 階

(2) 名称

(仮称) 小田原市立小田原駅東口図書館

2 管理運営

(1) 運営手法

(仮称) 小田原駅東口図書館は、専門性が担保され、柔軟な利用者サービスと合理的な運営が期待されることから、指定管理者制度を導入する。この導入にあたっては、子育て支援センターとの連携強化及びフロア管理にかかる責任の明確化、柔軟な運営のため、2 施設を一括して実施するものとする。

(2) 休館日

定期…1 月につき 1 回

年末年始…12 月 28 日から 1 月 3 日まで

特別整理期間…7 日以内

(3) 開館時間

月曜日から金曜日…午前 9 時から午後 9 時まで

土曜日、日曜日及び祝日…午前 9 時から午後 6 時まで

(4) 運営方針等

図書館運営方針（別添）のとおり

3 施設概要

(1) 面積

約 1,330 平方メートル

(2) フロアアクセス

エレベーター（3 基）及びエスカレーター

(3) 施設構成

名 称	内 容
エントランス	エレベーターの正面に出入り口を配置する。図書館への導入部としてシンボル書架を配置し、図書の企画展示をはじめ多様な情報発信を行う。
総合カウンター	館内を見渡すことが出来る場所に配置する。利用者スペースへ出やすいようなレイアウトとする。
新聞・雑誌コーナー	雑誌70タイトル程度。カウンターの視線が届きやすい場所に配置し、多くの利用者が効率的に閲覧できるように配慮する。
一般閲覧席	窓側カウンター席及びベンチ等で約70席を確保する。カウンター席前面はガラス張りで、市街地を望む。
一般書架	4万冊程度を配架。免震構造の書架を設置する。
閉架書架	2万冊程度を収藏。集密書架を設置する。
予約本コーナー	予約した本を取り置きする。利用者がセルフで貸出処理をする。
児童コーナー	1万8千冊程度を配架。概ね乳幼児から児童までを対象とした図書のほか、子育て関連図書等を配架する。移動式の貸出カウンター、見渡しやすい低い書架の他、本への興味を呼ぶような展示を適度に配する。
おはなし広場	靴を脱いで利用するエリア。隣接する子育て支援センターとの可視性を高め、相互に拡張した利用を可能とするよう、仕切りを工夫する。
ティーンズコーナー	2千冊程度を配架。読書意欲を喚起するような展示も可能な書架を配置し、概ね中高生世代を対象とした図書を配架する。グループでも利用しやすい閲覧席とする。
多目的スペース	通常は閲覧・学習に利用。講演会、ワークショップ、展示会等の多様な使用を想定する。2分割できる。収納スペースを挟み、バックヤード側にも通じる。一般開架との仕切は強化ガラスにし可視性を高めるが、遮蔽も可能とする。
テラス	ガラスで囲われた飲食可能なエリア。小田原城を望む。自動販売機を設置する。
その他の施設	インターネット閲覧席、自動貸出処理機、ブック・ディテクション・システム（略称BDS。貸出未処理の図書を感知するゲート）など。

小田原市図書館運営方針(案)

基本理念	基本方針	各館の重点方針	
		中央図書館（かもめ図書館） 司令塔となる図書館	小田原駅東口図書館 アクセスしやすい『出会いう図書館』
出会いう図書館 小田原市図書館は、本や情報と出会い、人と出会い、新たな自分に出会いう場として、市民の豊かな暮らしを支援していきます。	1 広範な本や情報の提供 市民の多様な知的好奇心に応えるとともに、新たな課題への気づきや解決への道筋を探るため、広範な本や情報を収集、提供していきます。	多様なニーズに対応する本や情報の提供 多様なニーズに対応する広範な図書をバランス良く揃えるとともに、郷土の歴史や文学に関する専門的な内容も含めた幅広いレファレンスサービスを提供し、市民の文化的な生活を支援していきます。	現代社会の課題に即した新鮮な本や情報の提供 新鮮度の高い図書を揃えるとともに、充実したレファレンスサービスの提供により、現代社会の実情に即した課題解決の支援をしていきます。
	2 読書活動の振興 読書が、人間の成長や文化の発展に果たす役割を踏まえ、文字・活字文化に親しみ、言語力を涵養する機会として市民の読書活動の振興を図っていきます。	活発な読書活動を促す環境の充実 読書の楽しみを提供する図書館活動や、図書館ネットワークシステム、自動車文庫サービス等を通じて、市内の広範囲に図書サービスが行きわたるよう環境の充実を図ります。	読書に対する興味・関心の喚起 本と接する習慣を生み出す場として、活字離れが顕著な世代等を中心に読書に対する興味や関心を呼び起こし、読書活動の振興を図ります。
	3 次世代育成の推進 次世代を担う子どもたちの生きる力を伸ばしていくため、本や情報に親しむ場を提供し、健やかな成長を支援していきます。	子ども読書活動の推進 子どもが読書習慣を身につけ、本に親しむことができるよう各種事業を実施するとともに、保育・教育施設等との連携により就園児や児童、生徒を中心として読書活動の推進を図ります。	子育て世代への情報提供と中高生世代の学習支援 子育て支援センター等との連携により、乳幼児期から本に親しむ場や子育てに役立つ情報を提供するとともに、中高生世代の心身の成長や進路選択に寄与し、学習活動の支援に繋がる展開をしていきます。
	4 地域資産の継承 先人たちが残してきた貴重な資料を収集、保存し、郷土の歴史、文学、芸術等の文化や産業、風土等に光を当て、地域固有の資産として継承していきます。	地域資料の保存、研究 地域資料を収集、保存し、その活用を図るため地域資料室機能を設置、運営するとともに、本市の文学をはじめとする地域資産の発掘、研究、認知の拡大に努めます。	地域資料を活用した地域の魅力の発信 郷土の文化や産業等に関連する資料や、現代で活躍するゆかりの人物の著作物等を活用し、小田原の魅力を幅広く発信していきます。
	5 心地よい空間の創出 利用者が心地よく滞在できる空間を創出するとともに、障がいのある人や日本語を母語としない人なども安心して利用できる環境を整えます。	緑豊かな滞在型図書館 誰もが落ち着いて学び、考えることができる場であるように、緑豊かな静かな環境と、ゆとりある空間を生かした滞在型図書館としての環境を整えていきます。	利便性に優れた都市型図書館 駅至近の立地から、短時間でも誰もが気軽に利用でき、また、知的好奇心を刺激し、最新の情報に接する場として、市街地ならではの魅力あるライフスタイルを実感できる空間を創出します。
	6 関係機関等との連携 図書館の持つ知的資産を最大限に生かすため、各種事業を関係機関と連携し、図書館サービスを充実していきます。	図書館ボランティアの活動促進と関係機関等との連携 図書館ボランティアの活動を促進するとともに、関係機関、団体等との連携を図ることで事業の多様性を広げ、図書館の発信力を高めていきます。	立地を生かした事業連携 図書館が設置される複合ビル内の他施設や小田原駅周辺の事業者、市民団体等と連携した事業を展開することにより、連携機関等の活性化や発展、地域の振興に寄与します。

【参考】お城通り地区再開発事業広域交流施設6階レイアウト図（案）(H31年2月5日現在)

所在地…小田原市栄町1丁目1番15号

面積 図書館部分 : 約 1,330 m² (うちおはなし広場: 約 48 m²)

子育て支援センター部分 : 約 203 m² (うち授乳室: 約 5 m²)

共有トイレ部分 : 約 16 m²

小田原駅東口図書館施設コンセプト

アクセスしやすい
出会う図書館

次世代育成…次世代を育成し、まちづくりを担う人材を育てる

利用者拡大…通勤・通学者も含めた利用の拡大

まちの活性化…中心市街地のにぎわいの創出、交流人口の拡大

次 利 活

【多目的スペース】

通常は閲覧・学習に利用。講演会、ワークショップ、展示会等の多様な使用を想定する。

2分割できる。収納スペースを挟み、バックヤード側にも通じる。

一般開架との仕切は強化ガラスにし可視性を高めるが、遮蔽も可能とする。



利

【予約本コーナー】

予約した本を取り置きする。利用者がセルフで貸出処理をする。

【閉架書庫】

収蔵可能冊数
約2万冊

次 利 活

【ホール】

フロアへのアクセスはエレベーター(3基)及びエスカレーターによる。ガラスで見通しをよくする。ホール部分には、情報発信スペース等配置する。

おだぴよ子育て支援センター

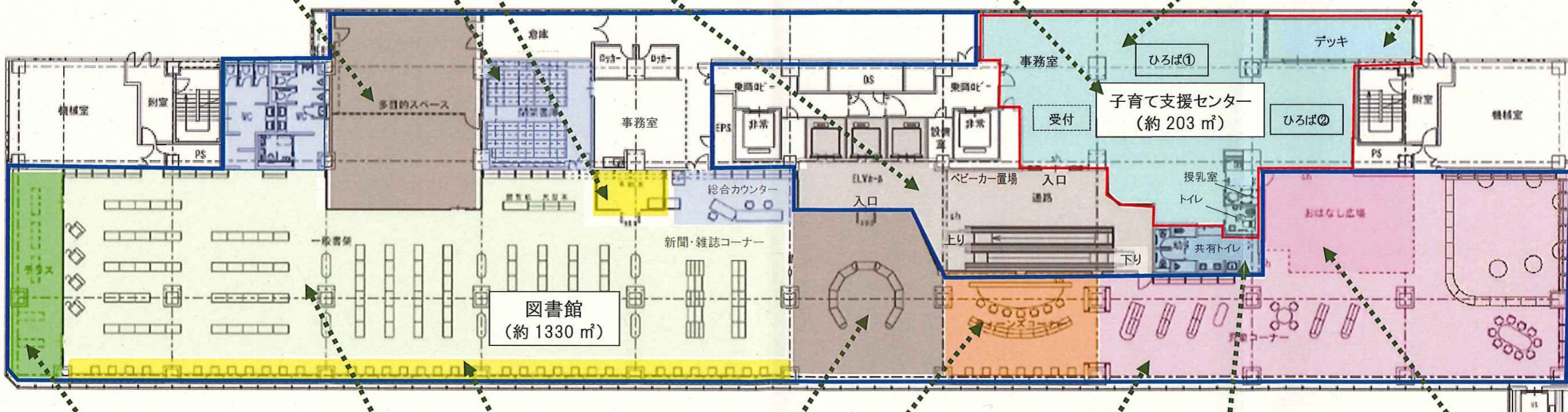
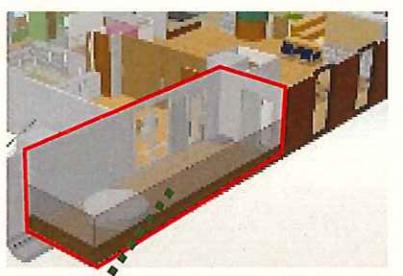
【全体】イメージ



【ひろば】



【デッキ】イメージ



利 活

【テラス】

イメージ

ガラスで囲まれた飲食可能なエリア。小田原城を望む。自動販売機を設置する。

【一般書架】

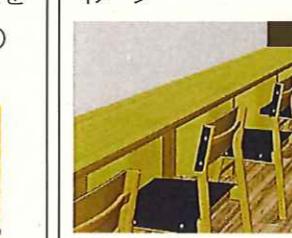
免振構造の書架を配置。(製品イメージ)



利

【カウンター席】

イメージ

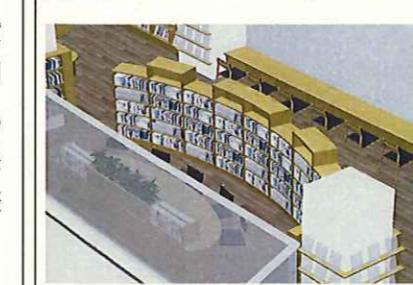


利 活

【エントランス】

シンボル書架を設置し、地域関連図書を配架するとともに、図書の企画展示を始めとする多様な情報発信を行う。

【ティーンズコーナー】イメージ



次

【児童コーナー】

児童書の他、子育て関連図書等も配架する。見通しをよくするとともに、移動式のカウンター等、柔軟な配置を可能とする。

【共有トイレ】イメージ



次

【おはなし広場】

子育て支援センターとの行き来、可視性を考慮。靴を脱いで利用する。



おだぴよ子育て支援センターの整備について

「お城通り地区再開発事業広域交流施設」内に整備を進めている「おだぴよ子育て支援センター」に係る管理運営及び施設概要は次のとおりです。

1 所在地及び名称

(1) 所在地

小田原市栄町一丁目1番15号 お城通り地区再開発事業広域交流施設 6階

(2) 名称

おだぴよ子育て支援センター

2 管理運営

(1) 運営手法

広域交流施設における子育て支援センター事業を進めるに当たり、既存の子育て支援センター（マロニエ、いずみ、こゆるぎ）も含めて、包括的な管理と柔軟な利用者サービスを実施するため、それぞれ指定管理者制度を導入する。この導入にあたって、おだぴよ子育て支援センターについては、（仮称）小田原駅東口図書館との連携による事業強化及び市民サービスの向上、また、フロア管理にかかる責任の明確化を図るため、2施設を一括して実施するものとする。

(2) 休場日（小田原駅東口図書館の休館日に同じ）

定期…1月につき1回

年末年始…12月28日から1月3日まで

(3) 開場時間

午前9時から午後6時まで

3 施設概要

(1) 面積

約203平方メートル（他に共有トイレ約16平方メートル）

(2) フロアアクセス

エレベーター（3基）及びエスカレーター

(3) 施設構成

名 称	内 容
入 口	乳幼児の安全に配慮したドアを用い、利用者が安心して出入りできる作りとする。 通路に面した壁部分は、ひろば内の様子を見ることができる工夫をする。また、ベビーカー置き場も設置する。
受 付	施設内を見渡すことができる場所に配置し、ひろばと一体感のあるレイアウトとする。受付内は、壁を極力少なくし、オープンな印象を与える作りとする。 受付からひろばへの入口にはゲートを設け、子どもの安全に配慮する。
事務室	事務処理を行うほか、相談室や倉庫の機能をもつ。可動式間仕切りを用いて、スペースを有効に活用する。
ひろば①	線路側に面した窓からは、列車の行き来や箱根・丹沢の山々を眺めることができる。時間帯により窓側の一画をランチスペースとし、給湯設備・流し台・電子レンジ等を設ける。 イベント開催時の図書館への音漏れに配慮するため、必要に応じて遮音効果の高い可動式間仕切りを設ける。
ひろば②	イベント開催時には、可動式間仕切りにより独立した部屋となる。また、図書館のおはなし広場との行き来を可能とする。
授乳室	2組の親子が同時に利用できる。 調乳用の給湯設備を設ける。子育て支援センターの閉場時は、図書館側から入室できる。
トイレ	オムツ交換台を備え、親子で利用できる「みんなのトイレ」を設ける。
デッキ	親子で外の景色や列車の行き来を楽しみ、外遊びや夏場には水遊びができる。 ひろば①、②のそれぞれから出入りができる。

上府中保育園の公私連携型保育所への移行について

1 協定の概要

(1) 公私連携保育法人

ア 法人名 社会福祉法人西さがみ福祉会

イ 代表者名 都築 融光

ウ 所在地 小田原市東町1丁目30番30号

(2) 実施する保育に関する基本的な事項（協定書第4条、第5条、第6条）

保育内容、定員、開所時間、延長保育時間など実施する保育に関する基本的な事項について、これまでと同様の保育が行われるよう規定

(3) 財産の貸付（協定書第7条）

ア 建物・備品 ・・・ 市が法人に無償で貸し付け

イ 土地 ・・・ 市が地権者から借り受け法人に無償で貸し付け

(4) 協定期間（協定書第10条）

平成31年1月30日から平成41年3月31日まで

（運営期間 平成31年4月1日から平成41年3月31日まで）

(5) 運営委員会の設置（協定書第17条）

市職員が参画して事業計画等の確認を行う運営委員会の開催

2 これまでの経緯

平成30年 9月 厚生文教常任委員会にて上府中保育園の公私連携型保育所への移行について報告

上府中保育園保護者会への説明会

平成30年10月 上府中地区自治会連合会への説明

平成30年12月 市議会12月定例会にて小田原市保育所条例の一部を改正する条例（市立上府中保育園の廃止）の可決

3 今後の流れ

平成31年 3月 施設等の使用貸借契約を締結

平成31年 4月 公私連携型保育所上府中保育園に移行

公私連携型保育所上府中保育園の運営等に係る協定書

小田原市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人西さがみ福祉会（以下、「乙」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の8に規定する公私連携型保育所の設置及び運営に関し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が法第56条の8第1項に規定する法人（以下「公私連携保育法人」という。）として、乙を指定するにあたり、公私連携型保育所の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び所在地）

第2条 協定を締結する公私連携型保育所（以下、「園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 公私連携型保育所 上府中保育園
- (2) 所在地 小田原市千代694番地1

（運営管理の原則）

第3条 乙は、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日付子保発第0330第2号）を留意し、保育園の適正な運営と常に善良なる管理者の注意をもって施設の維持管理に努めるものとする。

（実施する保育等の内容）

第4条 乙が園において実施する保育その他の事業（以下、「保育等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 保育の実施に関すること。
- (2) 保育及び子育てに関する情報の提供、相談及び助言に関すること。
- (3) 延長保育事業の実施に関すること。
- (4) 産休明けからの乳児保育の実施に関すること。
- (5) 障がい児の受入れに関すること。
- (6) 地域との交流に関すること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関する業務。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、園の運営等に関する業務で甲が必要と認めるもの。

2 その他、保育等の実施について必要な事項は保育等の実施に関する要領に定めるものとする。

（定員）

第5条 園の認可定員は、90人とする。

2 乙は、認可定員を変更しようとする場合は、甲と協議の上、その変更の日の6ヶ月前ま

でにその旨を甲に申し入れるものとする。

- 3 平成10年2月13日付厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」に基づき、定員を超えて入所させる場合、甲は乙と協議する。
- 4 園の利用定員は、保育等の実施に関する要領に定めるものとする。
(開所日等)

第6条 開所日、開所時間及び保育時間は次に定めるとおりとする。

- (1) 開所日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで）は除くものとする。
- (2) 開所時間 平日 午前7時から午後6時まで
土曜日 午前7時から午後4時まで
- (3) 保育時間
ア 保育標準時間認定 午前7時から午後6時まで
イ 保育短時間認定 午前8時30分から午後4時30分まで
- (4) 延長保育事業
ア 保育標準時間認定
午後6時から午後7時まで
イ 保育短時間認定
午前7時から午前8時30分まで
午後4時30分から午後7時まで

- 2 乙は、前項第2号から第4号の時間を変更しようとする場合は、甲と協議の上、その変更の日の3ヶ月前までにその旨を甲に申し入れるものとする。
(財産の貸付け等)

第7条 甲は、園の運営に必要な施設等（施設、設備及び備品をいう。以下同じ）については、次のとおり取り扱う。

- (1) 建物は、甲が乙に無償で貸付ける。
- (2) 園の運営に必要な用地は、甲が地権者から借り受け、乙に無償で貸付ける。
- (3) 別添の備品台帳に記載する備品は、甲が乙に無償で貸付け、その他消耗品は無償で譲渡する。
- (4) 協定期間終了の際は、乙は甲が指定する期日までに財産を原状回復し、甲に返却すること。なお、廃棄・更新した備品及び消耗品の取扱いについては、甲と協議の上、処理すること。
- (5) 前号の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は原状回復を行わず、甲が指定する方法で財産を返却することができるものとする。
- (6) その他、財産の貸付及び譲渡について必要な事項は土地・建物等使用貸借契約書に定めるものとする。

(施設の増改築、維持修繕費等の費用負担)

第8条 乙は、保育園の建物、工作物、設備器具及び備品の修繕等にかかる費用について負担するものとする。ただし、甲が計画的に整備又は更新するもの及び甲と乙の間で協議が成立したものについては、この限りでない。

2 乙は、施設の運営に要する電気、水道、ガス、電話使用料及び下水道使用料その他これに附随した費用は、これを負担するものとする。

(危険の防止)

第9条 乙は、施設及び設備に関し重大な異常を発見し、又はその恐れがあると認めたときは、遅滞なくその旨を甲に報告するとともに、甲の指示を受けて必要な対策を講じなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに実情を把握し、乙に対して適切な指示を与えるものとする。

3 乙は、天災地変その他の緊急事態において、前2項の報告及び指示を受けることができないと認められるときは、自ら必要と認める対策を行うことができるものとする。なお、この場合において、乙は事後速やかにその結果を甲に報告するとともに、甲乙協議のうえ必要な処理を行うものとする。

(協定期間)

第10条 協定の期間は、協定締結の日から平成41年3月31日までとし、園の運営期間は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙が本協定上の義務の履行を怠ったときは、乙に対し、是正、改善その他必要な措置を指示し、なお当該義務が履行されないとときは、この協定を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 乙が、経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実でないと認められるとき。
(2) 乙に社会的信用を失墜する行為があり、この協定を続行することが不適当と認められるとき。

(3) 前号に規定するもののほか、乙から正当な事由によって、この協定の解除の申し入れがあったとき。

(解除の申し入れ)

第12条 乙が、この協定を解除しようとするときは、当該事由発生後直ちに甲と協議し、その解除の日の6ヶ月前までにその旨を甲に文書で申し入れるものとする。

(事業計画書等の提出)

第13条 乙は、年度別事業計画書、収支予算書を作成し、前年度の3月末までに甲に提出するものとする。

2 乙は、月間の行事等を記載した月間計画書を作成し、当該月の初日の7日前までに甲に

提出するものとする。

- 3 甲は、前2項により提出された計画書等について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 4 甲に提出した計画書等に大幅な変更が生じる場合、乙は甲に事前に協議するものとする。

(事業報告書等の提出)

第14条 乙は、会計年度終了後60日以内に、前年度の事業報告書、収支決算書を作成し、速やかに発注者に報告するものとする。

- 2 前項の書類には、監事の監査報告書を添えなければならない。

(検査等)

第15条 甲は、園の運営について必要に応じて検査し、又は所要の報告を徴することができる。

(帳簿等の作成)

第16条 乙は、園の運営に関する児童に関する書類、日誌その他関係書類を整備し、5年間保存しなければならない。

(運営委員会の設置)

第17条 乙は、園の適正かつ円滑な運営を図るため、甲と協議の上で地域住民、保護者代表、乙の幹部職員、園の長及び甲の保育を主管する課の所属長等を構成委員とした運営委員会を設置し、毎年度1回以上開催すること。

(禁止事項)

第18条 乙は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 保育等を第三者に委託し又は請け負わせること（あらかじめ甲の承諾を得て保育等又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合を除く。）。
- (2) 甲の承認を得ずに、園を保育等以外の用途に供すること。
- (3) 甲の承認を得ずに、園の用地の形状又は形質を変更すること。
- (4) 園の建物を転貸すること。
- (5) 甲の承認を得ずに、園の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置すること。
- (6) 前号に定める行為のほか、本協定に関し重大な背信となると認められる行為を行うこと。

(遵守事項)

第19条 乙は、園の運営及び施設物件の管理にあたっては、児童福祉法その他関係法令並びに条例及び甲の定める諸規定を遵守しなければならない。

(乙の損害賠償の義務)

第20条 乙は、善良な管理の注意を怠り、施設を滅失し、又は棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙による損害賠償請求)

第21条 乙は、次のいずれかに該当する場合は、甲に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 甲が本協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害又は損失を被ったとき。

2 甲は、前項の請求を受けた場合は、乙と協議の上、必要な措置を決定するものとする。

(協定の変更)

第22条 甲及び乙は、本協定について、内容を変更する必要があるときは、甲と協議の上、変更することができるものとする。

(協議)

第23条 この協定書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年1月30日

甲 小田原市荻窪300番地
小田原市長 加藤憲一

乙 小田原市東町1-30-30
社会福祉法人西さがみ福祉会
理事長 都築融光

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について

1 策定の趣旨

近年、子育て世帯を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、就学前教育・保育は子どもの成長を促す上で重要な意義を有している。そこで、市として取り組んできた就学前教育・保育の基本的な考え方や課題を踏まえ、公立幼稚園・保育所としての今後の役割や取組の方向性を「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」として取りまとめることとした。

2 検討経過

平成29年度

公立幼稚園・保育所の現状や課題を踏まえ、子ども青少年部と教育部が共同で、今後のあり方の検討を開始

平成30年度

年度内の取りまとめに向けて、認定こども園の視察、公立幼稚園・保育所職員との意見交換、総合教育会議や子ども・子育て会議での意見聴取

3 概要

別紙「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（骨子案）」

4 今後のスケジュール

平成31年3月末 「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」策定

- 平成31年4月以降
- ・私立幼稚園、民間保育所と「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」や市全体の就学前教育・保育についての意見交換を実施
 - ・「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえた施設の方向性について検討を開始するとともに、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」（平成32年3月末策定）に反映

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（骨子案）

1 目的

- ・乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義がある。
- ・本市においても、教育・保育ニーズの変化や、子どもや子育て世帯を取り巻く社会環境が変化する中、諸課題に対して公立施設が果たす役割を明確にする必要性が高まってきた。
- ・そこで、本市が実施してきた就学前教育・保育の基本的な考え方や役割、課題や質の向上に向けた取組の方向性などを踏まえ、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」として取りまとめることとした。

2 教育・保育を取り巻く状況

- ・国は「子育て安心プラン」（平成29年）を発表し、平成31年度末までに全国で約32万人分の保育の受け皿を整備するとした。
- ・国は、将来的には保育所ニーズは増加した後に横ばい、幼稚園ニーズは大きく減少する見通しから、今後は保育の量的ニーズの長期的見通しと、資源の活用が必要となるとし、教育・保育の量的ニーズの減少を質的向上の契機ととらえ、良質な施設の適正配置や職員の質的向上等により充実した環境を用意する必要があるともしている。
- ・文部科学省、厚生労働省は平成30年度から、それぞれ「幼児教育・保育の質の確保・向上に関する検討会」をスタートし、教育・保育の質の確保方策の検討が進められている。
- ・特別な支援や配慮の必要な子どもの増加、保育時間の長時間化、預かり保育への対応等、保育者の負担感が増大しており、現在、国が中心となり保育者の待遇改善、質の向上に向けたスキルアップ、業務の効率化などにより、働きやすい環境の整備が進められている。

3 本市の就学前教育・保育の現状と課題

(1) これまでの取組経過

- ・平成27年3月に策定した「小田原市子ども・子育て支援事業計画」において、幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めている。
- ・公立幼稚園においては、「小田原市学校教育振興基本計画」（平成25年3月）を基に、預かり保育の拡充、3歳児保育導入の検討等に取り組んできた。
- ・平成28年3月に策定した「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」において、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置、研究機能・保育機能の強化など、取組の方向性を整理した。
- ・平成30年3月に改定した「小田原市学校教育振興基本計画」において、幼保一体化の観点から認定こども園の早期設置を検討するとした。

(2) 本市の就学前教育・保育ニーズの見込み

- ・国の待機児童の目標年（平成32年）以降も女性の就業率の上昇に応じて増加するが、女性の就業率が国の水準（80%）に近いため、大幅なニーズの増加はないと見込まれる。
- ・推計においては、保育ニーズの上昇率は鈍くなる一方で児童数の減少は続くことから、平成37年～42年の間で保育ニーズのピークアウトが見込まれる。教育ニーズは、平成42年には32年に対して6割強まで減少することが見込まれる。

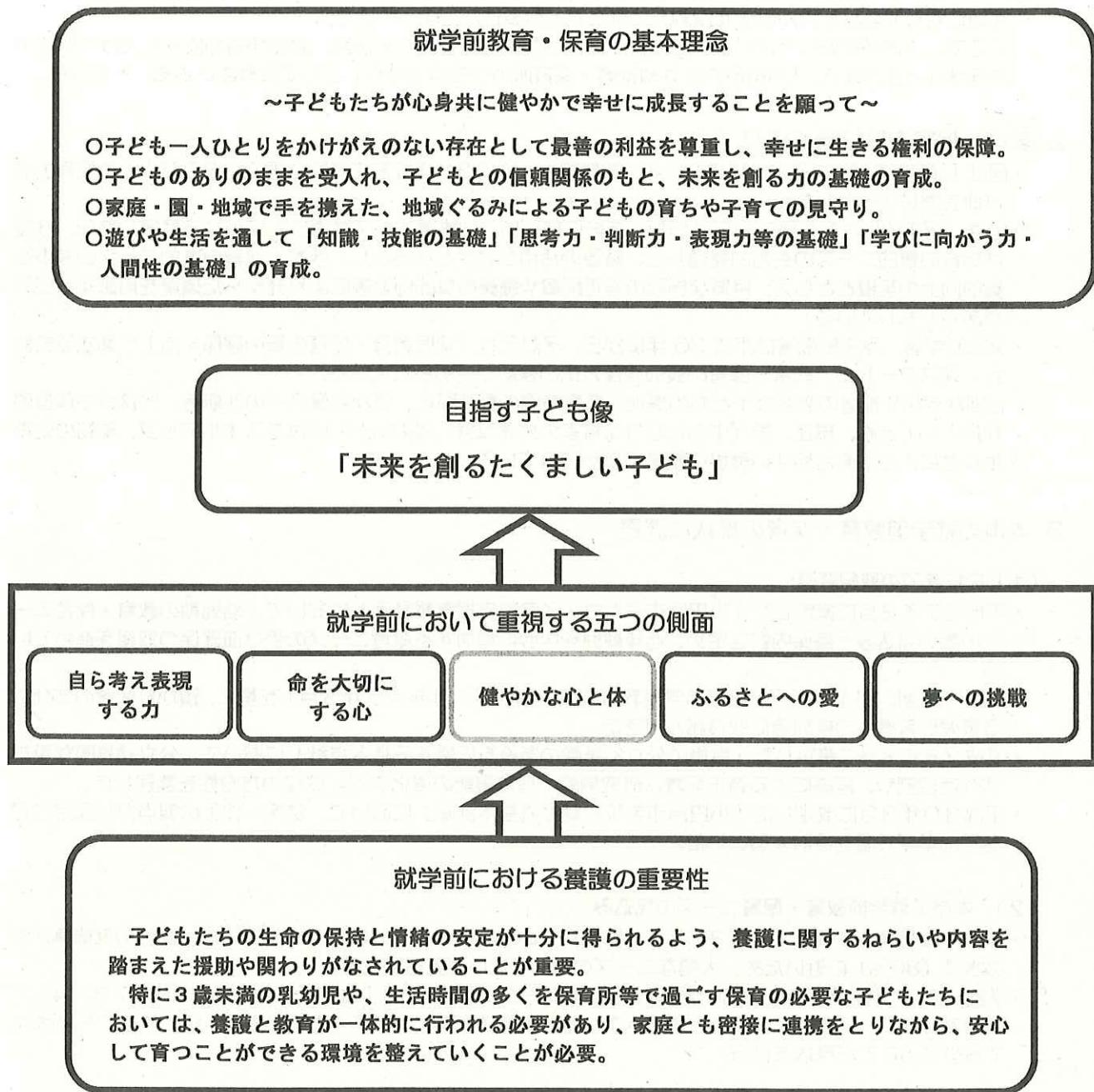
(3) 就学前教育・保育施設の現状と課題

- ・幼稚園は、公立私立とも定員割れしており、特に公立の利用率が低く、適正な集団規模の確保が難しい園もある。反面、保育所は、高くなっている。今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要。
- ・特別な支援や配慮の必要な子どもの増加に対応するため、職員の加配や早期発達支援の充実などが必要。
- ・改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえ、更なる幼児教育・保育の内容の充実が必要。
- ・小学校との接続を円滑に行うため、幼稚園・保育所と小学校との連携を深めていくことが大切。
- ・幼稚園と保育所の連携が求められており、共通カリキュラムの作成や教育・保育の一体的推進の体制づくりが必要。
- ・地域と家庭との関係が希薄化する中で、就学前教育・保育は子育て家庭への支援が必要。
- ・公立施設の老朽化が進んでおり、施設の役割や必要性を踏まえて統合・廃止、建替えなどの判断が必要。

4. 就学前教育・保育の基本的な考え方

- ・「子どもを主体とする」ことを全ての基本とし、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要。
- ・就学前から、小学校・中学校に繋がる一貫した目標が共有され、子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましい。

＜体 系 図＞



＜養護の定義＞

人格形成の基礎が培われる乳幼児期においては、生理的な欲求が満たされ安心して過ごすことができる環境のもとで、保護者や身近な大人との愛着形成を通して信頼関係を育み、情緒の安定が図られることが重要であり、これらを支えるために保育者が行う援助や関わりを「養護」と定義しています。

5. 公立幼稚園・保育所の今後のあり方

(1) 公立施設が果たす役割

- ・本市の就学前教育・保育は、従前から民間施設を中心に取り組まれてきており、公立施設は量的・区域的な不足を補う目的で整備されてきたが、施設の老朽化や、幼稚園の園児減少が深刻な課題となっている。
- ・現在は、待機児童解消に向け、民間の取組を中心に保育の受け皿確保を進めているが、一方で、就学前教育の重要性の観点から、就学前教育・保育の質の充実に向けた対応が求められている。
- ・本市は、幼稚園・保育所の両方に公立施設を設置・運営してきたことから、それぞれに蓄積されたノウハウや経験を統合し、活用できるという優位な点もある。
- ・今後、公立施設として次のような役割を担うとともに、民間施設との積極的な協働により、市全体の就学前教育・保育環境の向上に努めていく。

① 就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割

- ・質の高い就学前教育・保育を一体的に提供するためには、公立幼稚園・保育所が蓄積してきた知見を取りまとめ、教育・保育の一体的な実践・研究を通してプラスアップするとともに、大学や研究機関等との連携を図り、ノウハウや研究成果を研修会等を通じて現場に還元していくことが重要。
- ・幼保一体化の具体的姿として、保育の必要性の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園（※）は、実践・研究活動の場として最適な施設。
- ・認定こども園モデル園を整備し、「教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育・保育の一体的な提供を行う。
- ・認定こども園の整備とともに、公立施設の老朽化や利用の状況、ニーズ見込みを踏まえ統合・廃止を実施する。
- ・保育者の就労環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進める。

② インクルーシブな環境づくりに対する役割

- ・受入体制の拡充やノウハウの蓄積、保育者の意識やスキルの向上が必要であり、公立施設は積極的な受入れと療育機関や学校等との連携体制の充実を図る役割を果たす。
- ・平成32年4月に開設予定となっている（仮称）おだわら子ども教育支援センターでの発達支援を軸とした切れ目のない相談・支援体制と連携しながら、支援環境の向上を図る。
- ・得られた知見や連携体制を民間施設と共有しながら、インクルーシブな就学前教育・保育の環境づくりを一貫的に図っていく。

③ 幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割

- ・就学前施設は、現在、小学校との連携を図り円滑な接続に努めているが、公立施設がハブとしての役割を果たし、市の施策等を踏まえた連携をさらに深め、様々な関係機関と連携していくことが有効。
- ・公立幼稚園・保育所にコーディネーター機能を持たせ、小学校との接続がより円滑に行える環境を整える。
- ・これまで培ってきた地域とのつながりを生かし、就学前施設と地域をつなぐハブとしての役割を果たすことで、地域資源を子どもたちの学びに生かし、より豊かに学び育つ環境を整えていく。

④ 地域の子育て支援の拠点としての役割

- ・幼稚園・保育所には地域の子育て支援の役割があり、保護者等に対して子育てや幼児教育への理解を促したり、保護者自身の成長を支えたりする場であることが求められている。
- ・これまで取り組んできた園庭開放や地域の育児サークル等との連携などのノウハウを生かし、民間施設とも連携しながら、地域の子育て支援の拠点としての役割を担う。

⑤ 教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

- ・公立施設は量的ニーズの減少に対する緩衝帯としての役割を果たす必要がある。ニーズの状況や民間施設の動向などを見据え、必要に応じて施設種別や機能の見直し、統合・廃止を行う。

（※）認定こども園：保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能や地域における子育て支援を行う機能を持った施設

(2) 公立施設運営における今後の取組

- ・次の2点について、早期に重点的に進める。

① 施設の統合・廃止と認定こども園の開設

- ・公立幼稚園においては、資源・経費の有効活用の観点からも、統合・廃止を具体的に進めていく。
- ・公立保育所においては、待機児童対策等の取組を進めるとともに、就学前教育・保育の一体的提供を通して質の向上に取り組む。
- ・複数の公立幼稚園の統合・廃止に合わせて、公立認定こども園モデル園を新設・整備する検討を始める。
- ・モデル園での効果検証とともに、保育ニーズの状況や施設の老朽化の状況などを見極め、公立施設の施設整備種別や機能、統合・廃止の方針を判断する。

② 就学前教育と保育を管轄する組織の統合化

- ・組織体制を整理し担当部局を統合化し、教育・保育の知見の統合化による質の向上を図るとともに、より効率的な人事運用を進める。

6. 今後のスケジュール

- ・「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえ、公立幼稚園・保育所の施設の統合・廃止や、認定こども園の開設について具体的な検討を開始するとともに、平成32年度から計画期間がスタートする「小田原市子ども・子育て支援事業計画」(改定)の中に反映させていく。
- ・平成31年度は、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」をベースに、私立幼稚園や民間保育所等との意見交換を行い、本市全体の就学前教育・保育のあり方について整理する。

学期制検討の経過について

1 概要

本市では、児童生徒の学校生活の充実や学力の向上、学校の活性化や教職員の意識改革を図るため、平成16・17年度に実施した研究実践結果を踏まえ、平成18年度から学校2学期制を実施している。

平成29年3月市議会定例会で、「小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情」が採択されたことを受け、教育委員会事務局で学期制のあり方についての検討を開始した。

学期制を検討するに当たっては、「学期制検討に関する懇談会」を設置し、2学期制の成果や課題等についての評価や新学習指導要領を踏まえた教育課程のあり方について意見交換するとともに、教職員、保護者等を対象とした実態調査（アンケート）を行った。

2 これまでの主な経緯

平成18年4月～	平成16・17年度に実施した研究実践結果を踏まえ全小中学校で2学期制を実施
平成22年9月	学校2学期制検討委員会を設置
平成24年2月	教育委員会定例会において学校2学期制の継続を議決
平成29年3月	市議会定例会において「小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情」の採択
平成30年2月～	学期制検討に関する懇談会を設置
平成31年1月	教育委員会定例会での経過報告

3 学期制検討に関する懇談会について

(1) 構成員：学識経験者、校長・教頭・総括教諭・教諭・保護者代表、教育行政関係者、計19人
(座長：教育部長)

(2) 主な経過

日程	懇談会	主な内容（一部予定）
平成30年2月5日	第1回 懇談会	全体概要 今後の見通し
平成30年6月6日	第2回 懇談会	実態調査の実施について
平成30年7月～8月		実態調査実施・集計
平成30年10月18日	第3回 懇談会	実態調査について意見交換
平成30年11月29日	第4回 懇談会	関連課題について意見交換 (新学習指導要領と教育課程のあり方、 児童生徒にとってよりよい学期制、等)
平成31年1月22日	第5回 懇談会	

※懇談会に提出する資料の準備や実態調査の集計等のため、調査部会（7人）を別に5回実施

4 実態調査について

(1) 実施時期：平成30年7月

(2) 対象

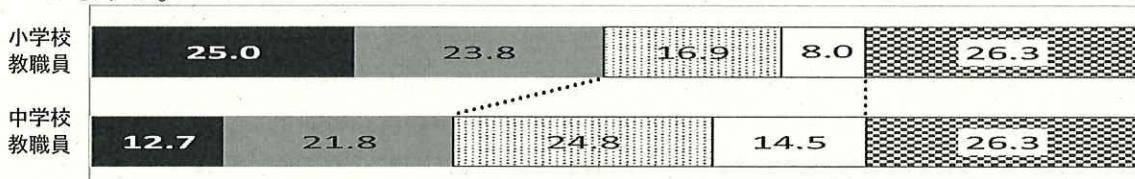
対象	対象者数	回収数	回収率
小・中学校教職員	951	944	99.3%
小・中学校保護者*1	720	416	57.8%
学校評議員・学校運営協議会委員*2	297	262	88.2%

*1 無作為抽出により実施（抽出率5.3%） *2 全員を対象に実施

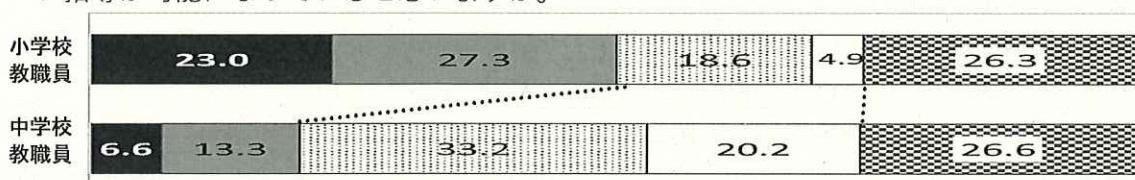
(3) 集計結果 ※いずれも3学期制の経験のあり無し、年代によらない集計

<input checked="" type="checkbox"/> 思う	<input type="checkbox"/> ややそう思う	<input type="checkbox"/> あまり思わない	<input type="checkbox"/> 思わない	<input type="checkbox"/> わからない
--	---------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

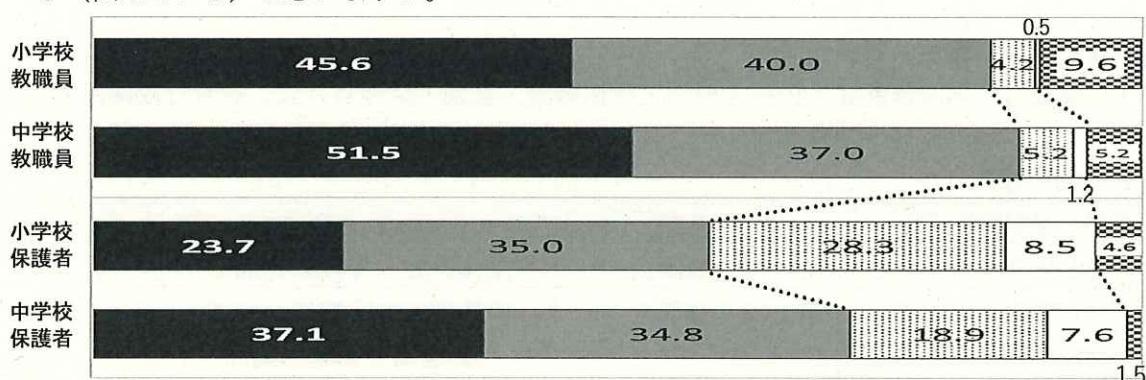
Q 1：現在実施している2学期制では、(3学期制と比べて)授業時間の増加につながっていると思いますか。



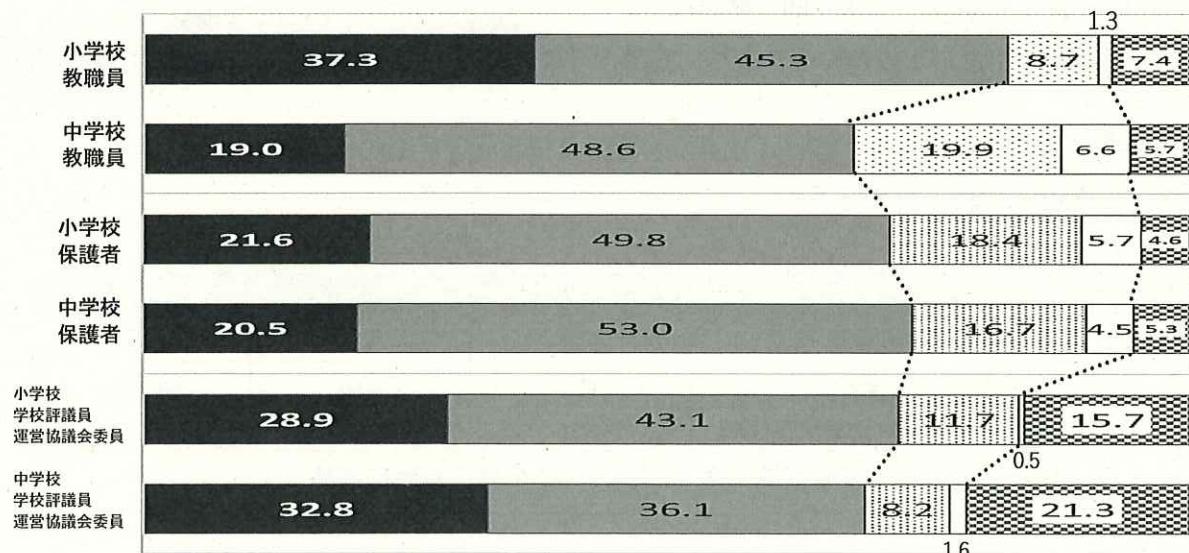
Q 2：現在実施している2学期制では、(3学期制と比べて)子供と向き合う時間が増え、きめ細かい指導が可能になっていると思いますか。



Q 3：現在、学校は、評価や成績の出し方等について、児童生徒や保護者へていねいに説明している(伝えている)と思いますか。

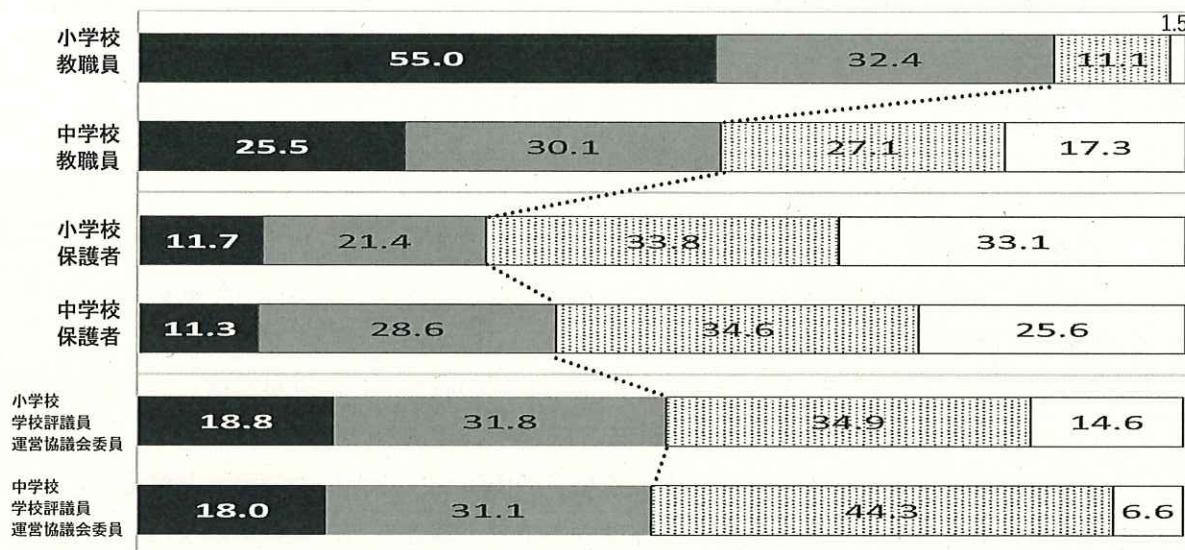


Q 4：現在、学校は、学期の途中にある長期休業期間に、児童生徒が課題を決めて生活したり学習したりできるように、指導できていると思いますか。



Q5：小・中学校の学期制のあり方について、現在の子供達にとって、これからどちらがよいのか選んでください。

2学期制 どちらかと言えば2学期制 どちらかと言えば3学期制 3学期制



(4) 「学期制のあり方」に関する主な意見（自由記述）

ア 2学期制を望む主な理由

- ・3学期制に戻すには、行事や教科の指導計画等の見直しを図る必要があり、子供達への影響があるほか、教職員への負担も大きい。（教職員）
- ・子供にとっても教職員にとっても2学期制が定着してきている。（教職員）
- ・7月、12月が学期末にならず、長期休業前まで学習時間が確保されている。（保護者）
- ・また3学期制に戻したら子供も先生も混乱する。（保護者）
- ・2学期制で今のところは問題が起きていないため、夏休み前にきちんと面談をして夏休み対策を先生からアドバイスいただけている。（評議員・運営協議会委員）
- ・現在でも授業時数を確保するのに苦労しているのに、3学期制になるとより難しくなるのではないか。（評議員・運営協議会委員）

イ 3学期制を望む主な理由

- ・学期のはじめと終わりがわかりやすく、日本の社会にあってい。（教職員）
- ・中学校では進路用の成績を出している。（教職員）
- ・長期休暇の前に区切りがあり、学校生活にメリハリをつけやすい。（保護者）（評議員・運営協議会委員）
- ・夏休み前に成績表がもらえないのが不安である。（保護者）
- ・長期休みをまたがり評価をしたほうがいい。（評議員・運営協議会委員）

(5) 「その他」の主な意見（自由記述）

- ・変化している今日の教育現場や現代の子供達にとって、それぞれどのようなメリットやデメリットがあるのかを客観的に明らかにして慎重に判断すべき。（教職員）
- ・子供にとっても教員にとってもゆとりをもって学ぶ環境、学ばせられる準備を整えられる環境ができるように考えていきたい。（教職員）
- ・3学期制と2学期制の併用等、2学期制の良いところ、有用なところを盛り込んだ形が良い。（教職員）
- ・（3学期制が良いと回答したが）3学期制に戻して先生や子供の負担が増えるようであれば、2

学期制の継続を望む。(保護者)

- ・相談会などはあるが、もう少し、より詳しく成績表の見方について説明してほしい。(保護者)
 - ・土曜日が学校になっても困る。(保護者)
 - ・自治体単位で決めなければならないとしても、学校単位で工夫できる柔軟性が必要と考える。
- (評議員・運営協議会委員)

5 懇談会での主な意見

(1) 現状についての認識や課題等

ア 学校、家庭、地域での生活

- ・教職員、保護者とも、自分の経験をもとに判断する傾向が見られるが、児童生徒自身の生活を見ると、学校週5日制や2学期制といった学校の仕組みに応じた生活が定着してきている。

イ 成績や評価について

- ・中学校では、2学期制における試験と成績・評価の時期や仕組みが浸透し、生徒は年間を見通して学習に取り組んでいる。(年4回の定期試験は3学期制当時から実施)
- ・実態調査の「学期制のあり方」に関する項目の回答が、小学校の教職員と保護者とで差が大きかった。3学期制がよいと回答した保護者の中で「夏休み前に成績が知りたい」という意見が多くあったことから、保護者や児童に対して、成績に関する説明が不足している可能性がある。今後、児童生徒の学習状況について、児童生徒や保護者への丁寧な説明や、通知表(票)の様式の見直しが必要である。

ウ 新学習指導要領完全実施への対応

- ・完全実施にあたっては、増加する授業時数(年間35時間の増加)の確保が課題である。また、新設された「外国語活動」(小学校3・4年生)「外国語科」(小学校5・6年生)「特別の教科道徳」(小・中学校全学年)は、授業の充実を図るため、教材研究の時間の確保が必要である。
- ・授業時数確保のため、夏季休業日を削減する場合は、熱中症予防の視点から特別教室への空調設備の導入を検討する必要がある。また、給食実施日数を増やす場合は、給食費の増額の検討も必要である。

(2) 学期制検討の視点

- ・「児童生徒にとってどちらがより良いか」「児童生徒に負担がかからないこと」という視点で検討していくことが重要である。教職員がゆとりをもって日々の教育活動に当たることが、児童生徒にとっても望ましい環境である。
- ・3学期制に戻す場合と2学期制を継続する場合とで想定スケジュールを立て、比較検討することが必要である。特に、学校行事は家庭・地域と調整し開催時期等を見直すことが必要である。また、学校に導入されている校務支援システムの変更時期や、契約内容、予算等についても検討する必要がある。
- ・制度等の変更を検討する場合は教職員の働き方改革という視点も重要である。

6 今後の予定

平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・第6回懇談会の開催(「懇談会のまとめ」作成)・教育委員へ必要な情報・資料等提供、協議
平成31年度	<ul style="list-style-type: none">・教育委員へ必要な情報・資料等提供、協議・夏頃をめどに教育委員会定例会で議決・議会への報告

小田原市小学校体育大会の廃止について

小田原市小学校体育大会については、市内全小学校 6 年生を対象として毎年秋に城山陸上競技場で実施してきたが、学校を取り巻く様々な状況を踏まえて検討した結果、平成 30 年度をもって廃止することとした。

1 廃止に至る背景と課題

- (1) 小学校においては、平成 32 年度（2020 年度）の新学習指導要領全面実施に伴い、3～6 年生において、年間 35 時間の授業時間数が増加することとなっている。学校では新たな教育課程を編成する上で、授業時間数確保のため、教科以外の学校行事などの特別活動を見直す必要が生じていた。
- (2) 小学校体育大会は、学校の枠を超えて、仲間の頑張る姿をお互いに見合うことができる機会であるが、児童一人一人にとっては出番が少なく、一日の大半をスタンドで応援して過ごしているという現状があった。また、大会の実施が天候に左右されやすく、雨天の場合に借上げバスのキャンセル料の費用負担が生じる、などの課題があった。

2 検討の経過

- (1) 平成 30 年 4 月、小学校長会に対し、小学校体育大会のあり方について検討を依頼した。
- (2) 平成 30 年 10 月、城山陸上競技場は平成 31 年度（2019 年度）に使用制限があり、小学校体育大会を例年通り実施することが困難と判明した。
- (3) 平成 30 年 11 月、小学校長会では、各小学校に対し、平成 31 年度以降の体育大会のあり方について意向調査を行った。その結果、廃止やむなしとの意向が多かったことをもとに、小学校長会や実行委員会の代表者、教育委員会事務局担当者による話し合いを行い、平成 30 年度をもって廃止する方向で意見がまとまった。
- (4) 平成 30 年 12 月、教育委員会において、平成 30 年度をもって小学校体育大会を廃止する決定を行った。

3 対応等

- (1) 保護者には、平成 31 年 2 月 1 日に「小学校体育大会の廃止について（お知らせ）」を、学校を通じて配付、周知した。
- (2) 小田原市陸上競技協会等が主催する「小田原地区小学生記録会」が城山陸上競技場で開催されており、学校行事ではなく希望参加となるが、小学校体育大会と同じような種目に挑戦する機会になるため、毎年学校を通じて児童に案内していく。

